

給付年金コーナー

国民年金に加入するための手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

また、国民年金第1号被保険者は毎月17,510円（令和7年度）、保険料を納めることが必要です。

第1号被保険者の加入の手続き

- 手 続 き 窓 口 住所地の市区役所または町村役場
- 必要な持ちもの 基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 提 出 期 限 退職日の翌日から14日以内
- 提 出 者 ご本人または世帯主

★また、提出に当たっては手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。
(電子申請にはマイナポータルの開設が必要です。)

第3号被保険者（配偶者の被扶養者となる方）の手続き

- 加入要件 ①日本国内に住んでいること ②20歳以上60歳未満であること
③厚生年金保険に加入する配偶者の扶養で、年収が130万円未満であること
- 手 続 き 第3号被保険者は、配偶者の勤務している事業所で手続きしてください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎ 27・6560
日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)

5月は自動車税（種別割）の納期です

スマホ決済アプリ等が
ご利用いただけます！

自動車税（種別割）の納期限は6月2日（月）です。

納税通知書は、5月上旬にお手元に届く予定です。

納税通知書等に記載された地方税統一QRコード（e-L-QR）によりスマートフォン決済アプリ（りそなグループアプリ・auPAY・d払い・PayPay・楽天ペイ・PayB・ファミペイ・楽天銀行アプリなど）での納付が可能です。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。
なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）では、窓口での納付はできません。

埼玉県では、自動車税（種別割）を納期限までに納税して領収書・決済完了画面を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる、自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。

詳しくは埼玉県ホームページをご確認ください。

※自動車税全般に関するご質問、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにお問い合わせください。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、郵送及び電子申請でも受け付けています。

問合せ 自動車税コールセンター ☎ 0570・012・229

◆ 介護保険料の納め忘れはありません◆

介護保険は支え合いの制度です。介護保険料の納め忘れないか、もう一度確認をお願いします。

災害等の特別な事情がなく滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。納付が困難な場合はそのままにせず、担当までご相談ください。

介護サービスが必要となった時に安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付に、ご協力をお願いします。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎ 66・3111 内線143

5月の納期

●固定資産税（第1期分）

納期限は6月2日（月）です。口座振替の場合は5月26日（月）が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎ 66・3111

固定資産税 税務会計課課税担当 内線113

軽自動車税 税務会計課課税担当 内線116